

平成30年

第1回市議会定例会 議案第36号

函館市指定障害者支援施設の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例の一部改正について

函館市指定障害者支援施設の人員，設備および運営に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定障害者支援施設の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定障害者支援施設の人員，設備および運営に関する基準等を
定める条例（平成25年函館市条例第15号）の一部を次のように改正
する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第10条を次のように改める。

第10条 削除

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は，平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の函館市指定
障害者支援施設の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例
第6条および第10条に規定する指定障害者支援施設については，改
正後の函館市指定障害者支援施設の人員，設備および運営に関する基
準等を定める条例第5条および第9条の規定にかかわらず，平成33
年3月31日までの間は，なお従前の例による。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，従業者の員数および設備に関する基準の特例を廃止するため